



平成 30 年度税制改正の大綱に対する意見書

財務大臣 麻生 太郎 殿

平成 30 年 2 月 13 日
東京青年税理士連盟
会長 鈴木 茂和

東京都渋谷区千駄ヶ谷 5 丁目 21 番 8 号
代々木第 10 下田ビル 7 階
電話 03-3356-2916



私たち東京青年税理士連盟は、東京を中心とした青年税理士約 500 名により組織されている団体で、真に「国民のための税理士制度」を目指して活動している団体であり、租税制度その他の諸制度について、研究し、積極的に提言を行っております。

当連盟では、平成 29 年 12 月 22 日に閣議決定された平成 30 年度税制改正の大綱（以下「大綱」といいます。）について検討した結果、応能負担原則、納税者の権利利益の擁護からみて問題があり、不十分であると思われる項目のうち、特に問題がある下記事項について意見いたします。

1 基礎控除の見直しについて

【内 容】 基礎控除は所得の多寡に関わらず適用されなければならない。

【理 由】 憲法第 25 条第 1 項は、「すべて国民」に対し「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」、すなわち生存権を定めている。そこで、所得税法においては、「すべて国民」に対し、基礎控除制度を設けている。これは、国民の最低限度の生活に必要な費用については課税しないことを旨としている。

ところで、大綱では、個人所得課税において給与所得控除・公的年金等控除額を 10 万円引き下げるとともに基礎控除を同額引き上げることにより、控除額を基礎控除へ移行することとしている。さらに、基礎控除については合計所得金額 2,400 万円超で控除額が遞減し、同 2,500 万円超で消失することとしている。

しかし、大綱では、合計所得金額によっては基礎控除額が減少し、または消失することとなるから、最低生活費を侵して課税することとなる。生存権を定めた憲法 25 条第 1 項に反するには明らかである。

そもそも、憲法 25 条第 1 項は、「すべて国民」に適用されるものであるから、所得の多寡によって最低生活費に課税が及ぶことは許されない。よって、基礎控除は所得の多寡に関わらず適用されなければならない。

2 紙与所得控除の上限額の引き下げについて

【内 容】 紙与所得控除の上限となる紙与収入の額を引き下げるにあたり、実額経費控除制度を創設するとともに、改正に伴い増税となる者等への説明責任を果たすべきである。

【理 由】 所得税法では、所得の種類ごとに所得の金額の計算方法が規定されており、所得の金額は、原則として総収入金額または収入金額から必要経費を控除することにより計算している。

そのうち、紙与所得の金額は、収入金額から概算たる紙与所得控除額を控除することにより計算している。実額経費が概算たる紙与所得控除を超えるケースが考えられることから、所得税法第 57 条の 2 において、特定支出控除による実額経費の控除が認められている。

ところで、大綱では、紙与所得控除について、紙与収入が 850 万円を超える場合の控除額を 195 万円に引き下げるとしている。(ただし、子育てや介護に配慮するための措置あり)

しかし、大綱では特定支出控除の範囲が若干見直されたものの、特定支出の範囲が現時点でおなじく、特定支出控除制度の適用に至らないことが多い。消費税増税や社会保障費の負担増などの背景において、実質的に紙与所得控除引き下げだけでは紙与所得者の負担感が増すのみである。

憲法 13 条、14 条、25 条、29 条から導かれる応能負担原則に基づき、質的担税力を考慮した概算控除を維持しながらも実額での必要経費を控除できる仕組みにするとともに、国民が納得しうる様説明責任を果たすべきである。

以上